

ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築

齋藤 純子

【目次】

- I ドイツの格差問題
 - 1 下層・不安定層をめぐる議論
 - 2 貧困の実態
 - 3 貧困の原因とハルツIV改革
- II 貧困・格差の解消のための対策
 - 1 低賃金部門問題
 - 2 無資格者・低資格者の就業促進策
 - 3 最低賃金制度の再構築
 - 4 子どもの貧困への対策
 - 5 企業幹部の高額報酬に対する規制の提案

おわりに

翻訳：国境を越える役務における強制的労働条件に関する法律（被用者送出国）（抄）

郵便サービス部門のための強制的労働条件に関する命令

付録 郵便サービス使用者連盟と統一サービス労働組合ヴェルディ（ver.di）の間で締結された2007年11月29日の労働協約の法規（郵便サービス部門のための最低賃金について）

I ドイツの格差問題

1 下層・不安定層をめぐる議論

ドイツでは周期的に下層をめぐる議論が再燃する^(注1)という。2006年10月8日、社会民主党（SPD）のクルト・ベック（Kurt Beck）党首がフランクフルター・アルゲマイネ紙日曜版のインタビューで、同党に近いフリードリヒ・エーベルト財団の調査を念頭に、ドイツ社会の中で上昇していく希望を持ってない「下層（Unterschicht）」の問題を指摘した。従来、「下層」の語感が悪く、「下層」について語ることはタ

ブーであった。タブーを破るベックのこの発言をきっかけに、新しい下層をめぐる議論が盛んになった。

フリードリヒ・エーベルト財団の調査とは、『改革過程にある社会』と題する、社会改革^(注2)についての意識調査である。同財団の委託を受けた世論調査機関 TNS インフラテスト研究所が2006年2月から3月にかけて約3,000人の有権者を対象に行った。調査報告では、回答者をその政治的価値観と見解によって9のタイプに分類した（表1参照）。

この報告書自体には「下層」への言及はないのであるが、ベック党首は、特に、この「外されたプレカリアート（Abgehängtes Prekariat）」のことを言ったのである。「外されたプレカリアート」とは、「社会的排除と転落の経験を通じて形成され」ており、旧東ドイツ地域の就業可能年齢の男性、また、政治的態度については、現在の大連立政権に不満であり、選挙

表1 ドイツの有権者（タイプ別）

業績志向の個人主義者	11%
体制的業績保持者	15%
批判的教養エリート	9%
社会参加する市民	10%
満足した上昇志向者	13%
脅かされた労働者中間層	16%
自己満足の伝統主義者	11%
権威志向の低資格者	7%
外されたプレカリアート	8%

（出典） Friedrich-Ebert-Stiftung, „Gesellschaft im Reformprozess“: Die Friedrich-Ebert-Stiftung untersucht Reformbereitschaft der Deutschen”に基づき作成。

に行かない人や左翼党又は極右政党を支持する人の割合が高い。このタイプは、全有権者の8%（旧西ドイツ地域で4%、旧東ドイツ地域で20%）を占める。

「不安定な豊かさ」のなかで暮らしている人を指す「プレカリアート」という用語は、社会学者のヴェルナー・ヒュービンガー（Werner Hübinger）が10年前にその著書^(注3)において使用し、貧困研究においては確立した概念となっている。プレカリアートは、プロレタリアートではないが、常に貧困に脅かされている^(注4)。

さらに、2006年12月5日には、連邦統計庁が、2004年の統計に基づいて、調査報告書『ヨーロッパにおける生活^(注5)2005年』を発表した。この調査報告書では、EU加盟国間で合意されている相対的貧困の基準を採用し、月収が手取り所得の中央値の60%、すなわち856ユーロ未満の人を「貧困に脅かされている」人と定義しているが、この調査報告書によれば、ドイツでは人口の13%（旧西ドイツ地域では12%、旧東ドイツ地域では17%）に当たる約1,060万人が「貧困に脅かされている」という。そのうち170万人は16歳未満の子どもである。

これらの調査においても、統一から17年が経過した現在でも存在する、旧西ドイツ地域と旧東ドイツ地域の相違、経済的な格差やメンタリティの違いが現れているが、2007年5月30日にベルリン人口・発展研究所が発表した調査は、さらに衝撃的なものであった。旧東ドイツ地域では、若い女性が流出し、男性ばかりの「新しい下層」^(注6)が成立しているというのである。

2 貧困の実態

ドイツは豊かな先進国の一つである。2006年の1人当たり国内総生産（名目GDP）は35,000米ドルを超える^(注7)。国連の定義による「貧困」は、1日の生活費が1米ドル未満であり、医療が受けられず、清潔な水がなく、読み書きを学ぶ機

会がない人を貧困とするもので、世界にはこのような人が12億人もいる。ドイツには社会保障・社会福祉の制度もあり、このような絶対的な貧困は基本的には存在しない。ドイツでいう貧困は相対的貧困であり、それはつまり豊かな国での公正な配分の問題である。それゆえ、貧困の問題は、必然的に「格差」の問題となる。

ドイツ連邦政府は、連邦議会の決議を受けて、2001年5月に『ドイツの生活状況—第1次貧困・富裕報告^(注8)』を提出した。連邦議会は、2001年10月に貧困・富裕報告を定例化することを決議し、連邦政府に各議会期の半ばに報告を提出するよう求めた。これを受けて、2005年3月、連邦政府は『ドイツの生活状況—第2次貧困・富裕報告^(注9)』を提出した。

第1次及び第2次の報告によって貧困率（所得の中央値の60%未満の人の割合。以下同じ。）の推移を見ると、西ドイツでは1973年の8.7%から1988年の11.8%へ漸増しており、統一後のドイツでも1993年の11.7%から2003年の13.5%へと増加傾向は続いている^(注10)。

2003年の貧困率を属性集団別に見ると、男性（12.6%）より女性（14.4%）の方が高く、年齢階層では16歳から24歳まで（19.1%）が高く、当然ながら失業者（40.9%）が突出して高く、単身者（男女合計22.8%）や一人親（35.4%）が高い（表2参照）。2003年の貧困率が1998年と比べて低下しているのは、65歳超の年齢層、自営業者、年金生活者、単身女性であり、それ以外のすべての属性集団で貧困率が上昇している。

旧東ドイツ地域の貧困率は、統一から間もない1993年には22.0%で、旧西ドイツ地域（9.1%）の2.4倍となっていたが、1998年には17.1%に低下した。しかし2003年には再び19.3%に上昇している（表3参照）。現在でも、様々な給付について東西で異なる基準が定められている場合が多く、賃金についても東西で異なる額を定める労働協約が一般的である。東西でなお大きな

格差が存在するのが実情である。

これらの貧困率は、公的所得移転（年金を含む）後の所得をもとに算定されているが、第2次報告は、公的所得移転がなかった場合の貧困率（2003年）を41.3%と推計している（表3参照）。

このような公的所得移転の効果もあり、ドイツは先進国のなかでは格差の小さい国であると思われるが、拡大傾向がずっと続いていることも事実であり、今後の展開と政策的対応の如何

によっては社会の基盤を揺るがす状況にならないとも限らない。2008年に提出が予定されている第3次報告の内容が注目される。

一方、ドイツの特色として、極端な貧困層は少ない。手取り所得の中央値の40%未満の貧困者の割合は、1.9%と低く、1998年と変わりが無い。これについては、旧東ドイツでも同様である（表3参照）。ただし、貧困・富裕報告の基になっている所得・消費抽出調査では、これらの層が十分に把握されていないおそれがある。第2次報告によれば、ホームレスは2003年には31万人と見積もられているが、1998年の53万人から約43%減少している^(注11)。

また、社会経済パネル（SOEP）調査によれば、低所得者層の割合は、1999年の12%から2005年の17.4%に6年間で5割近く増加している^(注12)。この調査でも、ホームレスや不法滞在の外国人等は十分に捕捉されていないため、実情はもっと悪いということも考えられる^(注13)。

いずれにせよ、ドイツにおいて貧困層の割合が少しずつ上昇していることはほぼ疑いない。

プレカリアートという用語には、中間層が貧困層へと転落していくイメージが付きまとい、新聞には生活を脅かされている中間層についての記事がたびたび掲載された^(注14)。しかし、ドイツ経済研究所（DIW）研究員のオーラフ・グロー＝サンベリ（Olaf Groh-Samberg）博士の分析によれば、中間層から貧困層への転落が起きているのではなく、固定的な貧困層が増加している^(注15)。

表2 属性集団別の貧困率（2003年）

性別	男性	12.6%
	女性	14.4%
年齢別	15歳未満	15.0%
	16～24歳	19.1%
	25～49歳	13.5%
	50～64歳	11.5%
	65歳以上	11.4%
就業状態別	自営業者	9.3%
	被用者	7.1%
	失業者	40.9%
	年金生活者	11.8%
単身世帯	男性	22.5%
	女性	23.0%
子どものいる世帯	一人親	35.4%
	大人2人と子ども	11.6%

（出典） Tabelle I.3, “Lebenslagen in Deutschland - Zweiter Armuts- und Reichtumsbericht”, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5015, S.46を基に作成。

表3 各種貧困率の比較と推移

貧困率の条件	全 国		旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	1998年	2003年	1998年	2003年	1998年	2003年
所得中央値の40%未満	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	(2.0%)
所得中央値の60%未満	12.1%	13.5%	11.0%	12.2%	17.1%	19.3%
公的所得移転前（推計）	38.5%	41.3%	34.9%	38.2%	54.1%	55.1%

（出典） Tabelle I.2, “Lebenslagen in Deutschland - Zweiter Armuts- und Reichtumsbericht”, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5015, S.45を基に作成。

のだという。固定的な貧困層は、相変わらず、特に移民の背景を有する家庭^(注16)や多子家庭の単純労働者に集中している。同研究員は、教育改革によって教育水準が向上し大学進学率が高まったとはいえ、先進国のなかでドイツほど社会的出自によって教育の機会と社会移動の機会が異なる国はないことを指摘している^(注17)。

また、保健政策を専門とする社会民主党のカール・ラウターバッハ (Karl Lauterbach) 議員の『二つの階級のある国—特権階級はいかにしてドイツを破滅させるか』^(注18)という本が話題になった^(注19)。同議員は、この著書の中で、ドイツには教育制度、医療制度、年金制度、介護制度についてそれぞれ二つの階級があることを批判している。

折から児童虐待事件が頻発したことから、子どもを育てる能力のない崩壊家庭の存在が下層の問題として注目を集め、主流社会の危機感を煽ることとなった。

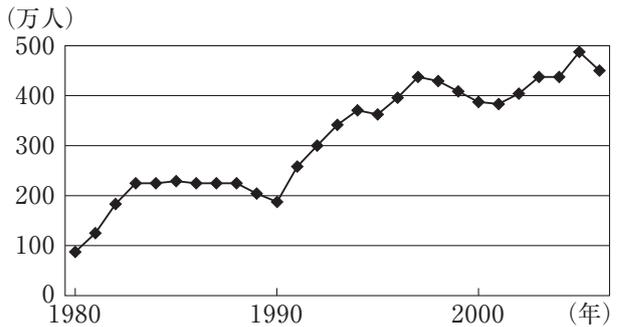
3 貧困の原因とハルツⅣ改革

(1) 高失業の常態化

貧困に陥る最大の原因は失業である。統一前の西ドイツでは1975年に失業者数が100万人を超え、その後一時減少したものの1983年以降はずっと200万人を超え続けた。さらに1990年の統一後のドイツでは、統一に伴う好況により一時減少したものの、1992年以降は旧東ドイツ地域の経済の崩壊により大量の失業者が発生し、全国で300万人を超える状態が続いた。さらに1997年には失業者数は400万人を突破した (図1参照)。

特に1990年代以降は、東西の壁の崩壊による経済のグローバル化の著しい進展、EUの中欧・東欧への拡大を背景に、ドイツ経済は、国際競争力を高めるための人員削減や労働条件切り下げの圧力に絶えずさらされるようになった。このような過程で発生した大量の失業者の滞留に

図1 失業者数の推移 (1980年~2006年)



(出典) 布川日佐史『雇用政策と公的扶助の交錯』お茶の水書房、2002、p.24、表1-1及び Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2007 für die Bundesrepublik Deutschland*, S.92を基に作成。

よって、下層が形成された可能性がある。旧東ドイツ地域で発生した失業者のイメージは、前述の「外されたプレカリアート」に合致する。

(2) 規制緩和から労働市場改革へ

西ドイツでは、国際競争力の強化のために、早くも1980年代半ばから労働市場の規制緩和・弾力化政策が開始された^(注21)。柔軟な雇用によって失業者を減らすという考え方に立つ政策である。1990年代に規制緩和政策はさらに本格化した。それでも労働者保護や社会福祉の基本的枠組みには変更はなかった。

しかし、2002年10月に発足した第2次シュレーダー政権が進めた労働市場改革は、より抜本的な改革をめざすものであった。これは、第1次シュレーダー政権下で設置されたペーター・ハルツ (Peter Hartz) 氏を委員長とする「ハルツ委員会」が連邦議会選挙直前の同年8月に発表した報告書の13項目の提案を具体化するもので、4次にわたる「労働市場における現代的サービスのための法律」、いわゆるハルツ4法、すなわちハルツⅠ法 (雇用局の組織改編等)、ハルツⅡ法 (起業補助、つなぎ手当などによる失業者減らし等)、ハルツⅢ法 (連邦雇用庁の改組等)、ハルツⅣ法 (失業扶助と社会扶助の整理統合) の4立法によって順次行わ

れた。シュレーダー首相は、2003年1月にハルツⅠ法・Ⅱ法を成立させたのち、2003年3月、ハルツⅢ法・Ⅳ法を含む「アジェンダ2010」と称する改革プログラムを発表したので、一連の改革は「アジェンダ2010」とも呼ばれる。

このうち2005年1月から施行されたハルツ^(注23)Ⅳ法は、失業中の所得保障制度を改革したという点で画期的なものである。労働政策と社会福祉政策を連携させ、給付制度の改革によって雇用の促進を図ろうとする点で、従来の政策とは一線を画す。と同時に、この改革による実質的な福祉の削減は、長期失業者の生活水準をもろに低下させるものであった。また、就業と公的給付を組み合わせる一種の「コンビ賃金」の仕組みが低賃金部門の拡大を引き起こしている可能性がある。

ただし、ここまでに紹介してきた貧困に関する報告は、すべてハルツⅣ改革以前の統計数値に基づくものであるため、ハルツⅣ改革が原因で貧困が生じたということとはできない。ハルツⅣ改革の功罪については、評価がまだ定まっていないが、労働市場政策と社会福祉政策との関連を考える上で極めて興味深い事例を提供している。

(3) ハルツⅣ改革による所得保障の削減

ハルツⅣ改革により、失業者のための基礎保障の制度が再編された。失業者は、社会保険の原理に従って給付される失業手当（手取り報酬の60%。子がいる場合は67%）の給付期間が満了したあと、従来は失業扶助（手取り報酬の53%。子がいる場合は57%）が事実上、無期限で支給されてきた。ハルツⅣ改革は、この失業扶助を廃止し、その代わりに、失業者（求職者）のための社会扶助（生活保護）的な給付として「失業手当Ⅱ」を創設したのである。この手当は、稼働能力のある人を対象とする点で失業給付・失業扶助の性格を受け継ぐものであるが、

他方で要扶助性を要件とし、その要扶助度に応じて定型的に算定された額が給付されるという点で、賃金代替給付としての性格を失い、最低生活保障としての社会扶助の性格を与えられている。

こうして従来の受給者のうち就労可能な者については、失業者のための基礎保障の制度の枠内で対応し（すなわち、失業手当Ⅱを給付すると同時に就職への努力を求め）、就労不能な者にのみ、社会福祉の枠内で、従来の社会扶助を給付することとした。給付される社会扶助は、ケースごとに個別に決定されるが、そのうち生計扶助の給付額は、失業手当Ⅱと同一の標準給付額が定められている。

なお、失業手当Ⅱ受給者と同一の「需要共同体（Bedarfsgemeinschaft）」で生活を共にする、就労不能な者（子どもなど）については、新たに「社会手当（Sozialgeld）」^(注24)が給付される。

ハルツⅣ改革前は、失業者は失業手当か失業扶助かのいずれかを給付され、改革直前の2004年には、失業手当受給者が約185万人、失業扶助受給者が約219万人に上っていた。また、この他に、291万人が狭義の社会扶助である、施設外の生計扶助^(注25)を受給していた。

ハルツⅣ改革後、2008年2月現在の受給者は、失業手当受給者が112万人、失業手当Ⅱ受給者が515万人となっており、このほかに社会手当受給者が193万人^(注26)となっている。一方、社会扶助のうち施設外の生計扶助の受給者は、2006年12月現在、8万2,000人と大幅に減少^(注27)した（図2参照）。

これらのことから、社会扶助受給者のうち相当部分が失業手当Ⅱに移行して就職を求められるようになったこと、失業扶助受給者は失業手当Ⅱに移行して所得保障水準が従前の所得額を基準とするものから社会扶助の水準に切り下げられてしまったことが推測される。ただし、就業能力のない者に対する給付が「社会手当」と

図2 失業者の基礎保障制度の再編

ハルツIV改革以前 (2004年現在)

失業手当 (185万人)	失業扶助 (219万人)	社会扶助 (291万人)
-----------------	-----------------	-----------------

ハルツIV改革以降 (2008年2月現在。社会扶助は2006年末現在)

失業手当 (112万人)	失業手当II (515万人)	社会扶助 (8万人)
	社会手当 (193万人)	

(出典) Bundesagentur für Arbeit, *Arbeits- und Ausbildungsmarkt in Deutschland*, Februar 2008, S.43; "Sozialleistungen", *Wirtschaft und Statistik*, 4/2006, S.378; "Sozialleistungen", *Wirtschaft und Statistik*, 12/2007, S.1246に基づき作成。

表4 標準給付額 (成人) の内訳

食料品・飲料・タバコ	128.39€
衣服・靴	34.70€
住居 (家賃以外)・電気など	27.76€
家具・器具・電気製品	24.29€
保健 (薬・サプリメントなど)	13.88€
交通	13.88€
電話・ファックス	31.23€
自由時間・文化	38.17€
宿泊・外食・パン屋	6.94€
その他の商品・サービス (衛生・身だしなみの費用含む)	27.76€
教育	0.00€
合計	347.00€

(出典) Nationale Armutskonferenz (全国貧困会議) による。"Eine Frage des politischen Willens", *Die Zeit*, Nr.12, 13. März 2008, S.24に引用。

して拡充されたことにより、就業能力のない者を多く抱える世帯は、以前よりも給付総額が多くなった可能性がある。^(注28)

ここで標準給付額 (現在は月額347ユーロ)^(注29) の水準が問題となるが、かねてより「低すぎる」との指摘がある。標準給付額は、5年ごとの所得・消費抽出調査の結果に基づき、具体的には手取り所得額の最も低い20%の単身世帯 (年金生活者がほとんど) の費目ごとの支出額をベー

スにそれに一定の比率をかけて定められる^(注30) (表4参照)。現在の標準給付額は2003年の調査に基づいて算定されており、物価スライドの仕組みがないため、物価上昇により相対的に給付額は不足となる。^(注31)

(4) ハルツIV改革による労働への圧力の増大

「支援 (fördern)」と「要請 (fordern)」を基本理念とするハルツIV改革によって、公的支援を受ける者 (失業者) は自らも就職に向けて努力することが強く求められることとなった。就業と公的給付を組み合わせたこのモデルは、就職へのインセンティブの強化をめざすもので、英米流のワークフェアと軌を一にしている。

労働への圧力の増大という観点では、「期待可能性」の基準の緩和と「追加稼得」を認める制度の2点を指摘しておきたい。

「期待可能性」とは、受け入れなければ手当の受給が認められなくなる就業の基準のことである。失業手当については、すでに雇用促進法の社会法典第3編への改正 (1998年1月施行) の際に、従前の仕事の資格よりも5段階の区分において一つ下のレベルまでが「期待可能」とされていたのが、原則として労働能力に相応したすべての仕事に緩和された。ただし、失業後3か月間は従前の報酬の8割以下の就業は「期

待不能」とされている。さらにハルツ I 法により、失業が長期化した場合には、転居を伴う就業の「期待可能性」の範囲が拡大された。^(注32)

失業手当 II についてはさらに厳しく、すべての労働が原則的には「期待可能」とされており、報酬や就業に伴う転居に関する「期待可能」の範囲の制限もない。^(注33)

低賃金の仕事であっても就職しなければならない求職者が常に供給されるのであるから、労働市場においては賃金を低下させる圧力が常に働いていることになる。

次に、「追加稼得」を認める制度により、失業手当 II 受給者は、手当を受給しながら、稼得活動を行うことができる。いわゆるコンビ賃金の一種である。ただし収入が100ユーロを超えると、超過額に応じて手当は減額されていき、1,200ユーロ（未成年の子を扶養している場合は1,500ユーロ）を超えると支給されなくなる。

低賃金の仕事であっても就職して総収入を増やす努力をしたほうがいいのか、それとも就職せずに公的給付の受給を続けたほうがいいのか。就業を促進する立場から言えば、たとえ低賃金であっても就職したほうが好ましく、この方向を追求するためには、減額の仕組みが就職への意欲を阻害しないようなモデルの設計が重要となろう。他方で、公的給付を受けなくとも自立できる賃金水準の仕事に就職することこそ

目指すべき方向であるという考え方もある。この立場からすれば、公的給付の上乗せの存在が使用者に対し低賃金の口実を与えることこそ避けなければならないことである。

ドイツ労働総同盟（DGB）幹部会のヴィルヘルム・アダミー（Wilhelm Adamy）労働市場部長は、失業手当 II の受給者約500万人以上のうち2割以上の112万人は、就業による所得が不十分なために失業手当 II の積増手当を受給しており、しかもそのうち44万人はフルタイムで働いていることを明らかにしている。このような積増手当の受給者は増加の一途をたどっている。^(注34)まさに「働いているのに貧乏」なワーキング・プアーの問題がドイツでも起きているのである（表5参照）。

ドイツ経済研究所（DIW）のカール・ブレンケ（Karl Brenke）主任研究員によれば、2004年には低賃金基準額（時給9.50ユーロ）未満の賃金で働く就業者が全体の2割（旧西ドイツ地域で17%、旧東ドイツ地域で40%）を占めている。しかも低賃金部門の就業者の5割以上はフルタイムの就業者だという。^(注35)同主任研究員は、この賃金水準は公的給付の水準を下回ることもあることを指摘し、最低賃金の導入を主張している。

また、ベルリン社会研究学術センター（WZB）のヨハネス・ギーゼッケ（Johannes

表5 ハルツIVの受給者数（就業状態別）の推移

就業状態	2005年1月	2006年10月	
就労可能な受給者(1)	450万人	534万人	
(1)のうち ハルツIVの積増手当を受給中の就業者(2)	66万人 (14.7%)	118万人 (20.9%)	
(2)のうち 社会保険加入義務のある就業者（報酬月額400€超）	フルタイム	20万人	44万人
	パートタイム	9万人	16万人
(2)のうち 僅少労働（報酬月額400€以下）のみの就業者	37万人	52万人	

(出典) Wilhelm Adamy, "1,2 Millionen können vom Arbeitseinkommen nicht leben", *Soziale Sicherheit*, 5/2007, S.181, Tabelle 1を基に作成。

Giesecke) 研究員とハンブルク大学社会学研究所のローランド・フェアヴィーベ (Roland Verwiebe) 助教授は、社会経済パネル (SOEP) 調査 (前出。注12参照) のデータを用いて、低所得層の賃金が一層低下したことと中・高所得層の賃金が上昇したことにより、実質賃金の格差が1998年以降明らかに拡大したことを指摘している。^(注36)

II 貧困・格差解消のための対策

1 低賃金部門問題

(1) 労働協約の規制力の空洞化

協約自治の考え方の強いドイツでは、最低賃金も、法律によって定められるのではなく、労使の当事者間で締結される労働協約によって規制されてきた。また、この協約体制を補完するものとして、労働協約法第5条に基づき、協約当事者以外にも協約の適用を拡大することができる「一般的拘束力宣言」の制度が用意されていた。

しかし1980年代半ばから続く規制緩和の流れの中で、ドイツ伝統の協約自治の体制も著しく弱められてきた。具体的には、協約に開放条項が設けられたり事業所別補足協約が締結されることによって協約の規制を受けない分野が拡大したことと、企業が使用者団体に加入せず協約体制から離脱するケースが多くなったことによる。^(注37) 賃金が協約によって規制されている就業者の割合は、1998年から2004年の間に、旧西ドイツ地域では76%から68%に、旧東ドイツ地域では63%から58%に低下している。^(注38)

一般的拘束力宣言の制度にしても、実際にはその役割は非常に小さくなっており、2005年現在、一般的拘束力を有する労働協約は、労働協約全体の約1.8%にとどまり、一般的拘束力を有する賃金協約によってカバーされる被用者数は、2004年初で約50万人、うち一般的拘束力宣言によって新たにカバーされることになった被

表6 最低等級の協約賃金の例

職種	地域	時給
美容師	ブランデンブルク州	2.75€
	ヘッセン州	5.34€
ビル清掃員	ザクセン州	4.12€
	ヘッセン州	5.80€

(出典) WSI Tarifarchiv による。“Einkommen ohne Auskommen”, *Frankfurter Rundschau*, 31. Januar 2007, S.2の図“Unterste Tarife”を基に作成。

用者は17万人に過ぎないという。^(注40)

さらに、協約が締結される場合でも労働側が低額の協約賃金の締結を余儀なくされることが多くなった。実際のところ、6ユーロ未満の時給を定める協約が約130もあるという。^(注41) 協約の最低等級の賃金例を見ると、美容師については旧東ドイツ地域のブランデンブルク州に適用される協約賃金は時給2.75ユーロという驚くべき低さとなっている^(注42) (表6参照)。

このように協約による最低賃金規制は、空洞化が進んでいた。^(注43) 低賃金部門は、1990年代半ばから拡大を続け、2004年には社会保険加入義務のある就業者の18.4%を占めるに至った。^(注44) 経済・社会科学研究所 (WSI) のハルトムート・ザイフェルト (Hartmut Seifert) 労働市場政策部長は、開放条項により協約体制に穴が開いたこと、企業が使用者団体を脱退したり協約の内容が気に入らないと脱退すると脅すことを指摘している。^(注46) 労働組合は、組織率が低下して弱体化し、協約賃金がないより、たとえ低くても協約賃金があったほうが良いという方向に流れがちであった。

(2) コンビ賃金対最低賃金

拡大する低賃金部門は、次第に注目を集め、これにどのように対処するかが政治のテーマとなった。2004年夏、シュレーダー首相の進めてきた構造改革路線に対する下からの反発が強ま

るなかで、社会民主党執行部は、党への支持を回復しようと、労働市場改革が賃金ダンピングにつながらないようにするため、最低賃金制度の導入に前向きな姿勢を見せた。^(注47) ハルツIV改革直後の2005年9月の連邦議会選挙では、労働市場政策が大きな争点となったが、与党としてハルツIV改革を支持した緑の党は、ハルツIV改革の修正を求める一方で、低賃金部門の労働市場の促進と同時に法定最低賃金制度の導入を主張した。また、野党の左翼党は、ハルツIV法の廃止、1,000ユーロの法定最低賃金の導入を主張した。^(注48)

現メルケル政権与党の社会民主党とキリスト教民主同盟・社会同盟は、選挙後の2005年11月に締結した連立協定^(注49)において、低賃金部門自体の問題と需要共同体への社会移転（公的給付）の総額との関係（つまり就業の促進と社会福祉のバランス）について新しいルールが必要であることでは意見が一致しており、一方で賃金を「公序良俗に反する（sittenwidrig）」水準まで引き下げられないようにすること、他方でたとえ低賃金であってもより多くの雇用機会を提供することという二つの（両立しがたい）目標を追求することを謳っていた。そして、そのために設置される検討チームの検討事項として、「コンビ賃金」モデルと最低賃金制度が共に挙げられていた。

その後、低賃金雇用対策をめぐって連立与党間で議論が続いた。連立与党は何らかの対策が必要であるという認識では一致していたものの、その方法をめぐっては意見が分かれていたのである。低賃金部門の存在を問題視する立場から、賃金ダンピングを防止するために最低賃金制度の導入を求める意見がある一方で、低賃金部門を低資格者のための労働市場として維持しつつ所得の不足分について国が上乘せ給付を行うコンビ賃金の導入を求める主張があった。最低賃金制度は、雇用主にとってはコスト増を意味し、賃金水準によっては、雇用削減を招き

かねない。しかし、コンビ賃金を雇用主が濫用することになれば、国の負担は計り知れない。どちらの方法にも難点があった。

2006年8月23日の閣議で、フランツ・ミュンテフェリング（Franz Müntefering）連邦労働社会相の提案に基づき、「労働市場」検討チームを設置することが決定された。検討チームは、連邦労働社会相を座長として、連邦政府から内閣府長官と関係3省の事務次官、2州の関係相、6名の連邦議会議員で構成された。同チームは、9月から10月にかけて5回、専門家からのヒアリング^(注50)を行い、2007年5月9日に報告書を閣議に提出した。この報告書は、コンビ賃金については様々なモデルを検討したのち、若年層の労働市場への統合のために職業教育と関連づけたコンビ賃金を中心とすることを提案した。他方で、最低賃金については、被用者送出法（後述）の適用範囲の拡大によって労働協約による最低賃金を確立することで基本的に合意したものの、その具体的な手法をめぐっては連立与党の意見が一致しなかった。

なお、これより前の2007年3月には、コンビ賃金について、連邦財務省が委託していた労働の未来研究所（IZA）の報告書と、連邦労働社会省が委託していた労働市場・職業研究所（IAB）の報告書の内容が明らかになった。検討の対象となったのは、経済諮問委員会（いわゆる五賢人委員会）のメンバーであるペーター・ボーフィンガー（Peter Bofinger）教授らが提唱していたコンビ賃金モデル^(注51)である。

このモデルは、①社会保険料の本人負担分を「負の所得税」によって補填することにより、一定の最低所得を保障すること、②「追加稼得」については100ユーロの控除枠を廃止し、一律に収入額の15%が失業手当Ⅱ受給者の手元に残るように改めること、③ミニジョブ^(注52)（月間報酬400ユーロ以下の就業）に対する社会保険料の本人負担分の免除措置を廃止することを三本柱

とする。低所得層の所得引上げと同時に、低賃金部門に対する優遇措置の廃止によって、低所得層が低賃金部門に滞留することなく安定的な雇用へ移行する意欲を高めようとするものである。

しかし、二つの報告書は、このモデルについて実施のための行政手続費用がかかるわりに、ほとんど雇用効果がないと結論づけた。これによって社会民主党が望むタイプのコンビ賃金は、当面、導入される見込みがなくなった。^(注53) こうしてコンビ賃金は、もっぱら若年層の職業教育と就職の促進の手段として活用されることとなった。

2 無資格者・低資格者の就業促進策

資格社会であるドイツでは、労働市場政策においても職業教育と資格の取得が重視される。特に若年の失業者については、例えば学校中退により職業資格を取得していないがために就職できないのだと考えられている。職業教育を受けさせ就職を促進するために、2007年以降、以下の立法が行われ、又は議会で審査中である。

●「社会法典第3編第4次改正法—^(注54) 幹旋困難な若年者の能力向上及び雇用機会の改善」

2007年10月15日公布、10月1日に遡って施行。

25歳未満の若年失業者対策として、そのうち職業資格を有しない者を雇用して職業教育を行う事業主に対しては50%の賃金補助（1年間）を、また、職業資格を有する者を雇用する事業主に対しては25～50%の賃金補助（1年間）を2010年末までの時限措置として新設する。5万人を対象とする。前者は、職業教育との関連性を持たせたコンビ賃金の一環である。

●「社会法典第2編第2次改正法—特別に幹旋困難な長期失業者のための展望—^(注55) ジョブパースペクティブ」

2007年10月15日公布、10月1日に遡って施行。

2年以内の就職が見込めない25歳以上の失業者対策として、これらの者を雇用する事業主に対する最高75%の賃金補助（2年間）を導入する。10万人を対象とする。

●「社会法典第3編第5次改正法—支援の必要な若者の職業教育機会の改善」^(注56)（案）

2008年2月20日閣議決定、2008年夏に施行の予定。連邦労働社会省と連邦教育研究省の共同イニシアティブ「青少年—職業教育と労働」^(注57) 構想の重要要素を実行するもの。期限付きで、社会法典第3編（雇用促進）に、「職業教育ボーナス」（使用者に対し4,000、5,000、6,000ユーロを給付）と「入職付き添い」^(注58) に関する規定を創設する。

3 最低賃金制度の再構築

(1) 国の関与による部門別最低賃金の規制

2006年5月23日にドイツ労働総同盟（DGB）は全国最低賃金（時給7.50ユーロ）の導入を要求した。この賃金額は、サービス産業労組ヴェルディ（ver.di）の提案に基づくもので、西欧各国の法定最低賃金の額、貧困限界賃金の額、及び差押の禁止される賃金の額を参考にしたと^(注59) いう。しかしながら、全国一律の最低賃金に対しては経済界やキリスト教民主同盟・社会同盟から強い抵抗があり、連立与党間で容易に話がまとまらなかった。2007年1月、社会民主党のミュンテフェリング連邦労働社会相が全国統一の最低賃金でなく、部門ごとの最低賃金を導入することを提案したことで、ようやく連立与党間に歩み寄りの兆しが現れた。

国の関与により部門別賃金を規制するには、以下の3つの方法がある。

●労働協約法（1952年）第5条による一般的拘束力宣言

当該部門の被用者の50%以上をカバーして

いる労働協約については、公共の利益のために必要であると判断される場合には、当事者どちらか一方の申請に基づき、連邦労働社会省がその一般的拘束力を宣言することができる。ただし、協約委員会（労使の最上級団体の代表各3名で構成）の同意があることを条件とするため、宣言のハードルは高い。そのためもあって、実際に一般的拘束力を有する協約が非常に少ないことは、すでに見た通りである。

●被用者送出国法（1996年）による労働協約の強制適用

被用者送出国法は、労働協約法を補完する法律である。使用者団体に加入せず労働協約の規制を受けない外国企業による賃金ダンピングを防止する目的で、特に建設業をターゲットとして1996年に制定された。使用者団体の抵抗により最初の一般的拘束力宣言の発令が難航したことへの反省から、1998年、協約委員会の同意が得られなくとも当該労働協約を強制適用させることを可能とする改正が行われた。使用者側の拒否権を事実上奪うこと^(注60)によって、規制が強化されたと言える。なお、一般的拘束力を与えられた協約賃金を遵守しなかった使用者には、過料が科せられる（第5条）。

●最低労働条件法（1952年）

被用者送出国法の条件を満たさない（すなわち被用者の50%以上をカバーする労働協約が存在しない）部門について、中央委員会の同意、専門家委員会による具体的条件の決定という手続を踏むことにより、最低賃金を設定する方法を定めている。

ただし、この法律は制定以来一度も適用されておらず、いわば死んだ法律である。^(注61)

(2) 被用者送出国法の活用

被用者送出国法の適用範囲は、建設業、電気工

事業に限られていたが、これをビル清掃業についても拡大して適用することは、すでに2005年11月の連立協定において合意されていた。

そのための第1次送出国法改正法案が2006年8月23日に閣議で決定された。この法案は、2007年3月9日に連邦議会で可決され、4月25日に制定、4月30日に公布された。^(注62)ビル清掃部門については、すでに2004年4月1日から一般的拘束力を有する賃金協約が存在していたので、7月1日、改正法の施行により、新たに外国企業2万社の約85万人の被用者にこの協約賃金（最低賃金等級：旧西ドイツ地域7.87ユーロ、旧東ドイツ地域6.36ユーロ）が適用されることとなった。なお、2008年2月27日には「清掃業における強制的労働条件に関する法規命令」^(注63)が制定され、3月1日から施行された（2009年9月30日に失効）。これにより、2007年10月9日の労働協約に定める最低賃金（最低賃金等級：旧西ドイツ地域8.15ユーロ、旧東ドイツ地域6.58ユーロ）の一般的拘束力が宣言され、清掃部門の全被用者に3月1日から、この新しい最低賃金が適用されることとなった。

2007年6月19日、連立与党は、連立委員会で、ついに被用者送出国法の適用をさらに拡大することで合意した。この合意によれば、被用者の50%以上に協約が適用される部門については、新たに被用者送出国法の適用対象とすることを認める。あくまでも各部門の労使のイニシアティブを尊重する基本姿勢のもとに、協約を締結した当事者が合意で申請すれば、これに対応した被用者送出国法の改正を行うこととし、申請を受け付ける期間は2008年3月31日までとした。監視・警備業、廃棄物処理業、労働者派遣業、郵便サービス業など10~12部門が新たな適用対象として想定された。^(注64)

その後、2008年3月31日までに8の産業部門（労働者派遣、介護、監視・警備、廃棄物処理、継続教育、林業、繊維の顧客サービス部門（ク

リーニング)、鉱山特殊作業)の労使が被用者送出法の適用を求める申請を行った。これを受けて被用者送出法の適用範囲をこれらの部門に拡大する改正が行われる見込みである。^(注65)

(3) 郵便サービス部門の最低賃金問題

2008年1月からの郵便事業の市場開放の拡大に備えて、郵便サービス部門について賃金ダンピングを防止するために被用者送出法の適用拡大が検討され、2007年9月19日、被用者送出法を郵便サービス部門にも拡大して適用することが閣議で決定された。立法作業は急いで進められ、同年12月14日、連邦議会で第2次の被用者送出法改正法案が自由民主党を除く賛成多数で可決された。12月20日に連邦参議院の同意も得て、12月27日に被用者送出法第2次改正法が公布され、翌12月28日から施行された。^(注66)

一方、2007年12月19日に閣議決定された「郵便サービス部門のための強制的労働条件に関する法規命令」が12月27日に連邦官報で公布され、2008年1月1日から施行された。こうして、ドイツ郵便が中心となっている郵便サービスの使用者団体とサービス労働組合ヴェルディ(ver.di)が合意した協約上の最低賃金(時給。旧西ドイツ地域9.80ユーロ、旧東ドイツ地域9.00ユーロ)が、他の使用者のもとで働く従業員を含めこの部門のすべての被用者に適用されることとなった。

なお、参考として、第2次改正後の被用者送出法の第1条及び第1a条、郵便サービス部門のための強制的労働条件に関する法規命令、並びにこの法規命令によって法規として認められた賃金に関する労働協約の規定の日本語訳を末尾に掲載している。

しかし、この協約賃金の適用により賃金の引上げを余儀なくされる新規参入業者は、激しく抵抗した。クーリエ・エクスプレス郵便サービスの全国連合、ピン・メール社及びTNT郵

便等は、連邦議会での法案可決直後に、付加価値郵便サービスの分野について独自の最低賃金の設定を申請した。また、法規命令が発せられる前の2007年10月に新たに結成された労働組合「新郵便・配達サービス(AGV-NBZ)」^(注68)との間で、ヴェルディの協約賃金より低い独自の賃金協約(時給6.5ユーロ~7.5ユーロ)を締結し、ヴェルディの協約賃金の適用に反対して提訴した。

2008年3月7日、ベルリン行政裁判所(第一審)が、連邦労働社会省の法規命令を違法とする判決を下した。判決によれば、法規命令はそれまで労働協約に拘束されていなかった使用者しか拘束することができず、独自の賃金協約によってすでに協約による規制を受けている使用者に対して、法規命令により別の最低賃金を強制することは許されない。連邦労働社会省はこれらの労働協約を尊重しないことによって、協定の自由と職業の自由という基本権を侵害したとした。

連邦労働社会省は直ちに上級行政裁判所に控訴した。^(注69)連邦労働社会省のクラウス・ブランドナー(Klaus Brandner)政務次官は、これまでの判例によれば、複数の労働協約が存在する場合にも法規命令を発することができることは確実であり、もしそうでないなら一般的拘束力宣言の法規命令は、分派労働組合の結成によって常に適用を免れることが可能となるとこの判決を批判した。^(注70)

(4) 最低労働条件法の復活へ

被用者送出法の適用拡大では最低賃金を設定できない部門については、2007年6月19日の連立委員会で、最低労働条件法の適用によって最低賃金を設定することが合意された。^(注71)労働協約のカバー率が50%未満あるいはそもそも全国的な労働協約が存在しない部門(例えば精肉加工業)については、被用者送出法の適用対象に含めても、一般的拘束力宣言を発するための要件

を満たさないため、労働協約による最低賃金を設定することができない^(注72)。そこで、このような部門で最低賃金を確立するために、有名無実化している最低労働条件法の規定を現代化して復活させることとしたのである。

適用対象としては、精肉加工業、林業、農業、造園業が想定された^(注73)。

この法律の規定によれば、中央委員会の同意及び専門家委員会の勧告（具体的労働条件を定める）に基づき、連邦労働社会相が法規命令によって最低賃金を定めることができる。連邦労働社会省において担当官案が作成され、連邦経済省にも送付されたが、同省は法案についての省内決定を2008年3月7日まで延期させた。上記の判決を待ってのことと思われる。

(5) 最低賃金制度のゆくえ

この判決を受けて、ようやく方針が定まったかに見えた最低賃金制度をめぐる争いが、連立与党間で再燃することは必至である。

しかし、世論調査によれば、最低賃金の導入は7割近くの市民から支持されている^(注74)。また、経営者の反対もそれほど強くない。中小企業に対するアンケート調査では、39%が反対、41%が賛成と賛否が拮抗している^(注75)。経営者を対象とする調査では、必要とするのは5%と少ないものの、46%は例外的な場合には受け入れるとしており、大多数は自社に直接の影響はないと回答している^(注76)。次の総選挙（2009年に予定）に向けて、各政党は有権者にアピールすることを欲しているため、最低賃金の導入が完全に放棄されるとは思われない。

ただし、経済関係の研究機関の間では、高すぎる最低賃金に対する警戒感が強い。2008年3月12日、ドイツの7大経済研究所は合同で「最低賃金の代わりに雇用機会を！」と題する声明^(注77)を公表した。

そのうちの一つである経済研究所（Ifo）

のハンス＝ヴェルナー・ジン（Hans-Werner Sinn）所長は、2007年12月13日、同研究所の試算によれば、郵便サービス部門の最低賃金が他の部門にも拡大適用されると約190万人の雇用が失われると警告している。これに対し、連邦の職業紹介機関である連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit、旧連邦雇用庁）は、雇用喪失が起きるおそれがあることは認めるものの、失業者は賃金補助によって再雇用されるか失業手当Ⅱの積増手当を受給することになるし、来年も好況が続く失業者は350万人にまで減少すると楽観的な見解を示している^(注78)。

全国一律の最低賃金制度の構想も完全に放棄されたわけではない。社会民主党は2007年10月の党大会において、時給7.50ユーロ以上の全国統一最低賃金の導入を求める決議を行って^(注79)いる。

おそらく最低賃金は、その水準と適用範囲（対象となる被用者数）次第で、その効果は大きく変わることになるだろう。例えば、時給7.50ユーロ以下の就業者は、旧東ドイツ地域の就業者の25%、旧西ドイツ地域の就業者の約10%を占めているため、最低賃金を7.50ユーロに定めれば、これだけの就業者が影響を受けることになる。外国の例を見ると、イギリスでは1997年に最低賃金を導入したが、影響を受けたのは就業者の1.9%に過ぎなかったという。これに対し、フランスの最低賃金は就業者の15%に影響を与えた^(注80)。また、労働・技術研究所（IAT）の推計によれば、最低賃金を7.50ユーロとすると490万（15%）の雇用関係がその影響を受けるが、5.00ユーロとすると影響を受ける雇用関係は150万（5%）と、3分の1に減少する^(注81)。

最低賃金の導入を支持する学者の中にも、最初は低い水準から始めて、その後、段階的に引き上げるべきだという意見がある^(注82)。一方、経済諮問委員会（いわゆる五賢人委員会）のベルト・リュールップ（Bert Rürup）委員長は、

最低賃金は雇用問題の解決に役立たないが、時給4.50ユーロ程度の最低賃金であれば悪影響は少ないと発言している。^(注83)

社会民主党と左翼党が連立を組むベルリン州では、2008年3月、州の公共調達法を改正する法律が州議会で可決された。この改正により、今後、州政府は7.50ユーロの最低賃金を遵守している企業のみから調達を行うこととなる。^(注84)

4 子どもの貧困への対策

ドイツには「子どもの貧困 (Kinderarmut)」という言葉があり、子どもの貧困が社会問題として認識されている。子どもの貧困は、特に本人の責任によるものでないにもかかわらず、貧困の再生産につながりやすいため、深刻に受け止められている。児童虐待事件の頻発は、家庭(親)の養育能力の低下や崩壊家庭の広がりとは結びつけて考えられている。

●児童手当 (Kindergeld)

対策としては、金銭給付として、すでに「児童手当」の制度があり、18歳未満の子を持つ親に対して、第1子から第3子までは月額154ユーロ、第4子以降は月額179ユーロが支給される。児童手当は、子が失業中である場合は21歳未満、子が学校や職業訓練に通っている場合には最長27歳未満まで延長して支給される。^(注85)

●児童付加給付 (Kinderzuschlag)

児童手当の他に、ハルツIV改革に関連して2005年から、生計をぎりぎり立てている家族が子どもの扶養のために失業手当IIや社会手当の受給者に陥ることのないように、低所得者を対象とする「児童付加給付」が創設された。25歳未満の子1人につき最高140ユーロ(月額)が支給される。給付期間は最高3年とされていたが、2008年1月から無期限になった。^(注86)ただし、親の所得制限が厳しく、手続が複雑で制限的であるため、2005年と2006

年の両年に支給対象となった児童はわずか9万人(児童手当の受給権を有する児童の総数の1%)にとどまり、子どもの貧困対策としての効果を上げるに至っていない。^(注87)

2008年3月19日、連邦政府は、児童付加給付の改革骨子を閣議決定した。請求を認められる親の所得制限を緩和し、両親のいる家庭の場合には900ユーロ、一人親の場合は600ユーロの固定額に統一する。また、申請手続を簡素化する。これにより15万人の児童が新たに支給対象となると見込まれている。今後、必要な法改正が行われる予定である。^(注88)

●公教育の拡大

人生のスタートは平等であるべきとの考えに基づき、子どもを各家庭に委ねるのでなく、国の関与を強めて平等な機会を実質的に保障しようとする動きもある。例えば、3歳以上の子どもの幼稚園入園(就学前教育)の義務化、学校の全日制化、親とは別の教育援助者(教育親)をつけることなどが提案されている。就学前教育では、例えば、移民の家庭の子どもに幼児の時からドイツ語教育を行うことも視野に入れられている。

●扶養法規の改革

民法典の扶養関係規定が改正され、^(注89)2008年から子の扶養請求権が配偶者の扶養請求権に優先して単独第1順位に位置づけられることとなった。この改革は、親の離婚・再婚によって子どもの貧困が生じることを防止するために、子どもの権利を強化したものと見ることができるとなる。

5 企業幹部の高額報酬に対する規制の提案

2007年秋からは、企業幹部の異常な高額報酬^(注90)が政治家の批判の的となった。例えば、ケーラー連邦大統領は、2007年11月29日、経済紙とのインタビューで「経済界のリーダーは、自分の行動が社会の団結に影響を及ぼすことを理解

しなければならない」と、経営者の自制を暗に求める発言を行った^(注91)。これを受けて、メルケル首相も、12月初めのキリスト教民主同盟の党大会で、日本の自動車企業幹部を模範として引き合いに出し、ドイツの企業幹部の高額報酬を戒める演説を行った^(注92)。

その後、社会民主党を中心に、高額報酬を制限する方法も検討されている。これまでに提案されたその方法例は以下のとおりである。^(注93)

● 上限規制の導入

報酬額を、例えば最低等級の給与の20倍までに制限する。

● 課税控除限度額の設定

控除の認められる上限を例えば幹部1につき100万ユーロまでとする。

● 透明性の拡大

幹部に対する報酬の開示を株式法に規定する。

ドイツにおいては、格差をめぐる議論は、下層の問題だけでなくこのように上層の問題にも広がりを見せている。

おわりに

2007年になってからドイツの経済は劇的に回復している。かつては、財政赤字、低成長、高失業の三重苦の状態にあったが、2007年の連邦政府の財政収支は黒字になり、実質 GDP 成長率は2.5%となった。実数で500万人を超えていた失業者数は、減少を続けており、2007年2月の失業者数(季節調整値)は久しぶりに400万人を下回った。以後も減少は続き、2008年2月の失業者数(季節調整値)は340万人まで減少し、失業率は8.6%まで低下した。このように雇用情勢が好転するなかで、貧困をめぐる議論はいくぶん下火になったが、ドイツは失業問題の解決に成功しつつあるのだろうか。

2008年3月、第2次シュレーダー政権の改革

プログラム「アジェンダ2010」が発表されてから丸5年が経った。連邦政府の主要政治家は、これまでの改革路線(行政改革、労働市場改革)の正しさが証明されたと主張している。改革がようやく成果を上げ始めたのかもしれない。しかし、その一方で、公共部門の縮小によって従来の社会国家の基盤の浸食が起きていることも事実である。社会民主党左派の役員会メンバーであるオットマル・シュライナー(Ottmar Schreiner)議員は、一連の改革は広範な低賃金部門へと労働市場を開放したと批判している。^(注94)

改革・成長路線のなかで生まれた財政的な余裕を社会の安定のための政策にどのように使っていくのか、そのバランスが求められている。

ドイツでは、政府が「貧困・富裕報告」を定期的に提出していることからわかるように、政府が「貧困」「富裕」、ひいては「格差」の存在を認めている。異常な低賃金は、「腹ぺこ賃金(Hungerlohn)」と呼ばれ、「公序良俗に反する」と認識されている。

結局のところ、政府の格差・貧困問題への取り組みは、国民の意識のあり方、世論の動向によって左右される。^(注95)ドイツでは、近年、市民の意識は左傾化している。週刊紙『ツァイト』が2007年8月9日付で発表した世論調査によれば、自分の政治的立場を問われて、「左翼」と回答した人の割合は、1981年には17%に過ぎなかったが、2007年には34%と2倍になっている。これとは対照的に、「右翼」と回答した人は、同時期に38%から11%と大きく減少している(表7参照)。

また、すでに紹介したように、最低賃金の導入に賛成する人は全体で68%に達している。支持政党別に見ると、賛成する人の割合が最も低いキリスト教民主同盟・社会同盟支持者の間でも、52%が賛成である(表8参照)。

そして、政府が「社会的公正」のために行っ

表7 「自分の政治的立場を表すとしたら？」

	左翼	中道	右翼
1981年	17%	41%	38%
1993年	24%	48%	26%
2007年	34%	52%	11%

(出典) “Was ist links?”, *Die Zeit*, Nr.33, 9. August 2007, S.3の図を基に作成。

表8 「最低賃金の導入に賛成ですか？」

	賛成	反対
全体	68%	25%
左翼党支持者	90%	5%
90年同盟・緑の党支持者	83%	10%
社会民主党支持者	76%	20%
キリスト教民主同盟・社会同盟支持者	52%	41%
自由民主党支持者	68%	32%

(出典) “Was ist links?”, *Die Zeit*, Nr.33, 9. August 2007, S.3の図を基に作成。

ていることについては、「多すぎる」と回答した人は5%に過ぎず、72%が「少なすぎる」と回答している。

このような意識の状況について、同紙は、革新を求める左翼でなく、これまでの社会国家の維持に固執する「左翼保守主義」と評している。

現在の大連立政権与党のキリスト教民主同盟・社会同盟と社会民主党は、2009年に予定されている連邦議会選挙に向けて、それぞれ、今後ますます選挙を意識した行動をとるようになるだろう。

特に両党にとって気になるのが、2007年6月に全国政党として発足した「左翼党」の存在である。2008年3月の世論調査によれば、キリスト教民主同盟・社会同盟の支持率が36%であるのに対し、社会民主党は27.5%と差をつけられている。左翼党は小政党の中では最も支持されており、支持率は12.2%となっている。特に旧東ドイツ地域に限れば、共に24.7%の両与党を

押さえて、左翼党の支持率は30.2%でトップとなっている。支持層が一部重なる社会民主党にとっては、脅威であり、より左翼的な路線をとる遠因ともなるだろう。財政状況が好転するなかで、どのような格差・貧困対策が取られていくのか注目される。

注

*インターネット情報は2008年4月19日現在である。

- (1) *Der Spiegel*, 43/2006, 23. 10. 2006, S.28.
- (2) 調査結果の概要は、Friedrich-Ebert-Stiftung, “„Gesellschaft im Reformprozess“ : Die Friedrich-Ebert-Stiftung untersucht Reformbereitschaft der Deutschen”を参照。(http://www.fes.de/aktuell/documents/061017_Gesellschaft_im_Reformprozess_komplett.pdf)
- (3) Werner Hübinger, *Prekärer Wohlstand. Neue Befunde zu Armut und sozialer Ungleichheit*, Freiburg im Breisgau 1996.
- (4) “Aktuelles Lexikon : Prekariat”, *Süddeutsche Zeitung*, 17. Oktober 2006.
- (5) Birgit Lenuweit, “Leben in Europa 2005 : Erste Ergebnisse der neuen Statistik über Einkommen und Lebensbedingungen für Deutschland”, *Wirtschaft und Statistik*, 1/2007, SS.31-27; Statistisches Bundesamt, *Armut und Lebensbedingungen- Ergebnisse aus LEBEN IN EUROPA für Deutschland 2005*, 2006 (http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Presse/pk/2006/EU-Silc/Pressebrochure_EU_Silc.property=file.pdf). 新聞記事は *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 6. Dezember 2006 ; *Süddeutsche Zeitung*, 6. Dezember 2006 ; *ibid.*, 7. Dezember 2006 ; *Frankfurter Rundschau*, 6. Dezember 2006など。
- (6) “Frau=schlau=weg(女性 = 利口 = 出ていく)”, *Frankfurter Rundschau*, 31. Mai 2007など。この記事中には、18歳から19歳までの男女比(2005年現在)を示すカラーの地図「東の女性不足」が含まれている。

- るが、旧東ドイツ地域のほとんどで男性100に対し女性90以下であるのに対し、旧西ドイツ地域のほとんどで女性90.1以上となっており、鮮やかな対照をなしている。なお、自然の男女比は男性100に対し女性96である。
- (7) OECD, *OECD in Figures 2007* による。〈http://oberon.sourceoecd.org/vl=1182048/cl=22/nw=1/rpsv/figures_2007/en/page4.htm〉
- (8) “Lebenslagen in Deutschland : Erster Armuts- und Reichtumsbericht”, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/5990, 08.05.2001.
- (9) “Lebenslagen in Deutschland - Zweiter Armuts- und Reichtumsbericht”, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5015, 03.03.2005, S.133.
- (10) 連邦統計庁によってほぼ5年ごとに行われている「所得・消費抽出調査」に基づく。この調査では外国人の捕捉は不十分であると言われる。
- (11) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (9), S.133.
- (12) ベルリンのドイツ経済研究所 (DIW) が管理運営するパネル調査。1984年から毎年、同一世帯・世帯員を対象に行われている。2006年には約11,000の世帯、20,000人以上に対して調査が行われた。
- (13) Olaf Groh-Samberg, “Armut in Deutschland verfestigt sich”, *Wochenbericht des DIW Berlin*, Nr.12/2007, 21 März 2007, S.177. 〈<http://www.diw-berlin.de/documents/publikationen/73/55832/07-12-1.pdf>〉
- (14) *ibid.*, Anm.4.
- (15) 例 えば、Wilhelm Heitmeyer/Sandra Hüpping, “Auf dem Weg in eine inhumane Gesellschaft : Die Abstiegsangst hat die Mittelschicht gepackt-mit gefährlicher Folgen für das soziale Klima(非人間的な社会への道 転落の不安が中間層を襲った 社会の雰囲気には危険な影響)”, *Süddeutsche Zeitung*, 21./22. Oktober 2006 ; Thomas Fischermann, “Die Angst der Mittelschicht(中間層の不安)”, *Die Zeit*, Nr.8, 15. Februar 2007.
- (16) 「移民の背景を有する」の意味について詳しくは、齋藤純子「Part 2 4 ドイツの外国人統合政策」『人口減少社会の外国人問題』（総合調査報告書 調査資料2007-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2007, pp.240-241を参照。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080118.pdf>〉
- (17) Olaf Groh-Samberg, *op.cit.* (13), SS.177-182. 〈<http://www.diw.de/documents/publikationen/73/55832/07-12-1.pdf>〉
- (18) Karl Lauterbach, *Der Zweiklassenstaat : Wie die Privilegierten Deutschland ruinieren*, 2. Auflage, Berlin: Rowohlt, 2007.
- (19) 論評した記事として、例えば以下がある。Paul Nolte, “Der Staat soll es richten: Karl Lauterbach fordert mehr Gleichbehandlung und Gerechtigkeit im deutschen Sozialsystem — und vergisst die Freiheit”, *Die Zeit*, Nr.26, 21. Juni 2007.
- (20) ドイツはEU新規加盟国（マルタ、キプロスを除く）からの労働力の流入を現在も制限している（戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ」『外国の立法』No.234,2007.12 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023401.pdf>〉 p.13参照）が、これらの経過措置は、2009年4月末又は2011年4月末に期限が満了し、労働市場の完全開放を迫られることになる。ただし、2007年1月に新規加盟したブルガリアとルーマニアについては最長2013年末までの経過措置が認められている。加藤眞吾「7 人の自由移動政策—労働移民と国境管理—」『拡大 EU—機構・政策・課題—』（総合調査報告書 調査資料2006-4）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006, 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200705/129-142.pdf>〉 p.135以下及び「移民の統合策を加速、専門職不足を背景に中・東欧からの受入れ制限緩和を決定—外国人政策の最近の動向—」『最近の海外労働情報 ドイツ』JILPT, 2007.9 〈http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2007_9/german_01.htm〉を参照。
- (21) 詳しくは、和田肇『ドイツの労働時間と法—労働法の規制と弾力化』日本評論社, 1998, 特に「第6章

- 労働法と労使関係の変容」pp.163-213を参照。
- (22) 報告書の13項目の内容については、井口泰「ドイツ「大連立政権」の成立と雇用政策のゆくえ」『海外社会保障研究』No.155, Summer 2006, pp.49-50を参照。
- (23) Viertes Gesetz für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt(労働市場における現代的サービスのための第4次法律) vom 24. Dezember 2003, *BGBI.*, I, S.2954. この法律の中心は、新法「社会法典第2編 求職者のための基礎保障」である。
- (24) 未成年の子どもについては、14歳以上であれば標準給付額の80%、14歳未満であれば標準給付額の60%が給付される。
- (25) “Sozialleistungen”, *Wirtschaft und Statistik*, 4/2006, S.378.
- (26) Bundesagentur für Arbeit, *Arbeits- und Ausbildungsmarkt in Deutschland*, Februar 2008, S.43.
 〈<http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/000100/html/monat/200802.pdf>〉
- (27) “Sozialleistungen”, *Wirtschaft und Statistik*, 12/2007, S.1246.
- (28) ハルツIV法による給付の最高額として、子どもが9人いる失業者の例が報じられている。この家族の場合、平均で月額3846.38ユーロ(=標準給付2653.41ユーロ+住居・暖房手当1192.97ユーロ)を約2年間受給したという。“3846 Euro Hartz IV”, *Süddeutsche Zeitung*, 26. März 2008による。
- (29) 標準給付額(成人の単身者)は当初、旧西ドイツ地域で345ユーロ、旧東ドイツ地域で331ユーロと定められたが、2006年7月から旧東ドイツ地域の給付額が旧西ドイツ地域と同額に引き上げられ、さらに2007年7月から347ユーロに引き上げられた。*BGBI.* 2007, S.1139参照。
- (30) Verordnung zur Durchführung des § 28 des Zwölften Buches Sozialgesetzbuch (Regelungsverordnung-RSV) による。支出費用の評価率は費目により大きく異なる。例えば、「住居・光熱」費は、別に住居手当・暖房手当の給付があるため8%と低く抑えられているが、「衣服・靴」費は100%と高く設定されている。
- (31) 旧西ドイツ地域について見ると、2005年の導入後初めて2007年7月にわずか2ユーロ引き上げられたが、この間に物価は5.13%上昇している。物価スライドの趣旨であれば、引き上げ額は18ユーロとなるはずである。Martin Kunkler, “Gesetzlicher Mindestlohn und ein erhöhtes Arbeitslosengeld II gehören zusammen”, *Soziale Sicherheit*, 9/2007, S.293による。
- (32) 『ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望』(労働政策研究報告書 no.69) 労働政策研究・研修機構 2006, p.31による。
- (33) 同上, p.42.
- (34) Wilhelm Adamy, “1,2 Millionen können vom Arbeitseinkommen nicht leben: Immer mehr Vollzeit-Beschäftigte betroffen—Mindestlohn notwendig”, *Soziale Sicherheit*, 5/2007, SS.180-189.
- (35) Karl Brenke, “Wachsender Niedriglohnsektor in Deutschland — sind Mindestlöhne sinnvoll?“, *Wochenbericht des DIW Berlin*, Nr.15-16/2006, SS.197-205. 〈<http://www.diw-berlin.de/documents/publikationen/73/44183/06-15-2.pdf>〉
- (36) Johannes Giesecke/Roland Verwiebe, “Die Lohnentwicklung in Deutschland zwischen 1998 und 2005—Wachsende Ungleichheit”, *WSI Mitteilungen*, 02/2008, SS.85-91.
- (37) このような「協約体制の動揺」については、田中洋子「第2章 労働—雇用・労働システムの構造転換」(戸原四郎ほか編『ドイツ経済 統一後の10年』有斐閣, 2003, pp.79-115)に詳しい。
- (38) “Gesetzliche Stützen für das Tarifsystem”, *Böckler impuls*, 9/2006, S.2. 〈http://www.boeckler.de/pdf/impuls_2006_09_2.pdf〉
- (39) 橋本陽子「最低賃金に関するドイツの法規制と立法の動向」『世界の労働』vol.57, no.11, 2007.11, p.27.
- (40) *op.cit.* (38).
- (41) Katharina Sperber, “Kalkuliertes Dumping: Bil-

- liglöhne schaffen keine Jobs”, *Frankfurter Rundschau*, 28. März 2007.
- (42) “Einkommen ohne Auskommen, *Frankfurter Rundschau*, 31. Januar 2007, S.2.
- (43) 低賃金とは、国際的な定義によれば、賃金の中央値の2/3に達しない賃金をいう。2004年には旧西ドイツ地域で9.83ユーロ未満、旧東ドイツ地域で7.13ユーロ未満であった。Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Bericht der „Arbeitsgruppe Arbeitsmarkt“*, 9. Mai 2007, S.5, Anm.1, 2による。
〈http://www.bmas.de/coremedia/generator/3112/property=pdf/2007_05_09_bericht_der_arbeitsgruppe_arbeitsmarkt.pdf〉
- (44) 月間報酬が400ユーロ以下の就業については本人の社会保険加入義務は免除される。このような就業形態について本稿では触れることができなかったが、詳しくは戸田典子「パート労働者への厚生年金の適用問題」『レファレンス』683, 2007.12, p.39以下（「IV 外国の事例—ドイツの「僅少労働」（ミニ・ジョブ）」）を参照。〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200712_683/068302.pdf〉
- (45) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *op.cit.* (43), S.5.
- (46) 2006年10月4日に連邦労働社会省で行われた「労働市場」検討チーム（後述）による最低賃金についての専門家ヒアリングにおける発言。Sperber, *op.cit.* (41).
- (47) 安井宏樹「シュレーダー政権「アジェンダ2010」の福祉・労働市場改革（下）—ドイツ版「構造改革」の政治過程—」『生活経済政策』No.96, 2005.1, p.50.
- (48) 柴山健太郎「ドイツの総選挙結果と大連立政権の誕生(上)」『賃金と社会保障』No.1405, 2005.11月上旬号, pp.11-12.
- (49) *Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit. Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD*, 11.11.2005. 特にS.33参照。〈http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/koalitionsvertrag_property=publicationFile.pdf〉
- (50) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *op.cit.* (43).
- (51) Peter Bofinger/Martin Dietz/Sascha Genders/Ulrich Walwei, “Vorrang für das reguläre Arbeitsverhältnis: Ein Konzept für Existenzsichernde Beschäftigung im Niedriglohnbereich : Gutachten für das Sächsische Ministerium für Wirtschaft und Arbeit (SWMA)”, August 2006. 〈http://www.sozialpolitik-aktuell.de/docs/gutachten_bofinger_ua.pdf〉. 概要の紹介として、Martin Dietz/Ulrich Walwei, “Hartz IV : Reform der Reform”, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 51-52/2007, SS.36-37.
- (52) 戸田 前掲注(44), p.39以下を参照。
- (53) “Kombilohn nutzt wenig”, “Zuschüsse wirken kaum”, *Frankfurter Rundschau*, 3. März 2007.
- (54) Viertes Gesetz zur Änderung des Dritten Buches Sozialgesetzbuch-Verbesserungen der Qualifizierung und Beschäftigungschancen von jüngeren Menschen mit Vermittlungshemmnissen, *BGBI.*, 2007, S.2329.
- (55) Zweites Gesetz zur Änderung des Zweiten Buches Sozialgesetzbuch-Perspektiven für Langzeitarbeitslose mit besonderen Vermittlungshemmnissen-JobPerspektive, *BGBI.*, 2007, S.2326.
- (56) Fünftes Gesetz zur Änderung des Dritten Buches Sozialgesetzbuch - Verbesserung der Ausbildungschancen förderungsbedürftiger junger Menschen. 〈http://www.bmas.de/coremedia/generator/24688/property=pdf/ausbildungsbonus_regierungsentwurf.pdf〉
- (57) この構想については、“Aufstieg durch Bildungs-Qualifizierungsinitiative der Bundesregierung”, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/7750を参照。
- (58) Bundesregierung, “Zusätzliche Ausbildungsstellen und Einstiegshilfen”, *Pressemitteilung*, 20.02.2008 〈<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2008/02/2008-02-20-zukunft-durch-ausbildung.layoutVariant=Druckansicht.html>〉 及び

- Bundesministerium für Arbeit und Soziales, "Mehr Chancen am Ausbildungsmarkt", *Pressemitteilung*, 20.02.2008. <http://www.bmas.de/coremedia/generator/24678/2008_02_20_ausbildungsbonus.html>
- (59) 橋本 前掲注(39), p.32. 同論文の注28, 29によれば、貧困限界賃金とは、フルタイム平均賃金の50%を言い、2003年度で時給8.6ユーロと算定される。差押の禁止される額は、民事訴訟法第828条以下に定められており、2005年7月1日から月額手取り所得985.15ユーロ（時給8.2ユーロ）である。
- (60) 改正の経緯については、「建物清掃業に労働者現場派遣法の適用を拡大」『最近の海外労働情報 ドイツ』JILPT, 2006.9による。<http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2006_9/germany_01.htm>
- (61) 橋本陽子「ドイツにおける最低賃金法制定の動き～EU拡大による国際的労働力移動の促進と「協約自治」～ [上]」『国際商事法務』vol.34, no.12, 2006, p.1588.
- (62) *BGBI*. I. S.576.
- (63) Verordnung über zwingende Arbeitsbedingungen im Gebäudereinigerhandwerk vom 27. Februar 2008 (BAnz.2008 Nr.34 S.762).
- (64) Bundesregierung, "Koalition einigt sich bei Pflege und Mindestlohn", *Pressemitteilung*, 19.06.2007. <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2007/06/2007-06-19-koalitionsausschuss_layoutVariant=Druckansicht.html>
適用対象の例示はミュンテフェリング連邦労働社会相の発言による。"Kein gesetzlicher Mindestlohn", *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 20. Juni 2007参照。
- (65) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, "Mindestlohn durch Entsendegesetz", *Artikel*, 31.03.2008. <http://www.bmas.de/coremedia/generator/25178/2008_03_31_mindestlohn_durch_entsendegesetz.html>
- (66) 2007年12月21日制定。 *BGBI*. I. S.3140.
- (67) Verordnung über zwingende Arbeitsbedingungen für die Branche Briefdienstleistungen vom 28. Dezember 2007 (BAnz.2007 Nr.242 S.8410).
- (68) 組合員数は1,300人。設立させるためにピン・メール社が13万ユーロを提供した疑惑がもたれている（"Pin soll Gewerkschaften bestochen haben(ピンは組合を買収したと言われる)", *Süddeutsche Zeitung*, 22./23./24. März 2008.
- (69) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, "Mindestlohn für Betriebsdienst gilt", *Pressemitteilung*, 07.03.2008. <http://www.bmas.de/coremedia/generator/24852/2008_03_07_mindestlohn_postdienstleister.html>
- (70) "Streit um Mindestlohn eskaliert: Nach dem Urteil des Verwaltungsgerichts Berlin", *Süddeutsche Zeitung*, 10 März 2008による。
- (71) *FAZ*, *op.cit.* (64).
- (72) Gerhard Bosch/Thorsten Kalina/Claudia Weinkopf, "Stellungnahme zum Fragenkatalog „Mindestlohn“ zur Anhörung der AG Arbeitsmarkt der Bundesregierung am 4. Oktober im BMAS in Berlin", Institut Arbeit und Technik, 2006, S.11による。<<http://www.iaq.uni-due.de/aktuell/veroeff/2006/bosch05.pdf>>. 経済・社会科学研究所 (WSI) の調査によれば、39の産業部門のうち全国レベルの労働協約が存在するのは8部門にとどまった。その他の部門では地域的な協約しか存在しない。 *op.cit.* (38)による。
- (73) 適用対象の例示はミュンテフェリング連邦労働社会相の発言による。 *FAZ*, *op.cit.* (64).
- (74) "Was ist links ?", *Die Zeit*, Nr.33, 9. August 2007, SS.3-5. この世論調査を紹介した記事として Ronald Schettkat, "50 Millionen Gutmenschen für gesetzlichen Mindestlohn in Deutschland(ドイツでは5000万人の善き人々が法定最低賃金を支持)", *WSI Mitteilungen*, 9/2007も参照。
- (75) ノルトライン・ヴェストファーレン州にあるWGZ銀行による中小企業900社を対象とする調査。Martin Hampel, "Mindestlohn spaltet Mittelstand:

- Befürworter und Gegner von Lohnuntergrenzen halten sich die Waage/WGZ-Bank legt Studie vor”, *Frankfurter Rundschau*, 1. März 2008.
- (76) ハンデルスプラット・ビジネスモニター。マネージャー800人を対象とする。Dorit Hess/Dietrich Creutzburg, “Abgehobener Streit”, *Handelsblatt*, 11. März 2008.
- (77) “Gemeinsamer Aufruf der Präsidenten und Direktoren der Wirtschaftsforschungsinstitute vom 12. März 2008 „Beschäftigung statt Mindestlohn!“. http://www.rwi-essen.de/pls/portal30/docs/FOLDER/MAIN_REL04/AUFRUF.PDF
- (78) “Ifo: 1,9 Millionen Jobs gefährdet”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 14. Dezember 2007.
- (79) 「社民党、最低賃金で一段の攻勢—企業幹部の高報酬、保守政党からも批判—」『最近の海外労働情報 ドイツ』JILPT, 2008.1 http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_1/german_01.htm 及び SPD, *Anträge zum ordentlichen Bundesparteitag der SPD*, Teil I, CCH, Hamburg, 26. bis 28. Oktober 2007, S.51. http://parteitag.spd.de/servlet/PB/show/1728581/Antragsbuch_BPT2007.pdf
- (80) *op.cit.* (77), S.2による。
- (81) Bosch/Kalina/Weinkopf, *op.cit.* (72), S.16 (Anhang)による。算定基礎は2004年の社会経済パネル調査(SOEP)。
- (82) 例えば, *ibid.*, S.6. また経済諮問委員会(いわゆる五賢人委員会)のボーフィンガー)教授(前出)も、時給7.50ユーロとしても結局、雇用喪失は起こらないだろうとしつつも、旧東ドイツ地域の情勢がわからないので、「低く始め、イギリスのように独立委員会の決定により、急いで引き上げる」のがいいだろうと新聞のインタビューで発言している。*Frankfurter Rundschau*, 27. Dezember 2007参照。
- (83) JILPT 前掲注(79); “„Ein gesetzlicher Mindestlohn wäre das kleinst Übel“: Der Wirtschaftsweisen Bert Rürup verwirft alle Alternativmodelle der Koalition”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 4.4.2007.
- (84) “Mindestlohn für Staatsaufträge in Berlin”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 18. März 2008.
- (85) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Das Kindergeld”, *Meldung*, 17.01.2008. <http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Kategorien/Service/themen-lotse,did=31470,render=renderPrint.html>
- (86) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Was ändert sich für Familien 2008?”, *Meldung*, 20.12.2007. <http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Politikbereiche/familie,did=104478,render=renderPrint.html>
- (87) Irene Becker/Richard Hauser, “Vom Kinderzuschlag zum Kindergeldzuschlag: ein Reformvorschlag zur Bekämpfung von Kinderarmut”, SOEPpapers, No.87, Februar 2008. http://www.diw.de/documents/publikationen/73/79148/diw_sp0087.pdf
- (88) Bundesregierung, “Lebensunterhalt aus eigener Kraft”, *Pressemitteilung*, 08.04.2008 <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2008/03/2008-03-19-kinderzuschlag-und-wohngeld,layoutVariant=Druckansicht.html> 及び Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Reform des Kinderzuschlags”, *Meldung*, 11.02.2008 <http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Kategorien/aktuelles,did=106656,render=renderPrint.html>
- (89) Gesetz zur Änderung des Unterhaltsrechts(扶養法規の改正のための法律), *BGBI.* I.2007, S.3189.
- (90) ハンデルスプラット紙の特集記事によれば、2006営業年度のDax(ドイツ株式指数)30の対象企業30社トップの最高報酬額は、ドイツ銀行のヨゼフ・アッカーマン(Josef Ackermann)取締役会会長の1,360万ユーロであった。“Manager-Bezüge”, *Handelsblatt*, 11. Dezember 2007.
- (91) “Köhler fordert weitere Reformen: Bundespräsident mahnt im Handelsblatt-Interview Vereinfach-

chung des Steuerrechts an ? Manager sollten Vorbilder sein”, *Handelsblatt*, 29. November 2007.

92) 前掲注(79)ほか。“Bericht der Vorsitzenden der CDU Deutschlands, Bundeskanzlerin Dr. Angela Merkel”, SS.6-7 参照。〈<http://www.hannover2007.cdu.de/download/071203-rede-merkel-final.pdf>〉

93) “Der Streit um Spitzengehälter”, *Süddeutsche Zeitung*, 11. Dezember 2007による。

94) “Fünf Jahre Agenda 2010 : „Ein Aufschwung, der den Arbeitslosen gehört“”, *Frankfurter Allgemeine FAZ.NET*, 13. März 2008. 〈<http://www.faz.net/s/Rub0E9EEF84AC1E4A389A8DC6C23161FE44/Doc~E1F3F008278894AA98ACE25E0D4DFCC04~ATpl~Ecommon~Scontent.html>〉

95) このことは兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科の中野雅至准教授が指摘している。中野雅至『格差社会の結末 富裕層の傲慢・貧困層の怠慢』（ソフトバンク新書）ソフトバンククリエイティブ、2006を参照。

96) 「もし次の日曜日に連邦議会選挙があったとしたら、どの党に投票しますか？」と質問するもの。アレンスバッハ世論研究所によって2008年3月1日から12日まで実施された。結果は *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 19. März 2008に掲載されている。

参考文献（注で掲げたものは除く）

- ・嶋田佳広「ドイツ社会法典第二編・第一二編にみる二〇〇五年公的扶助法改革」『賃金と社会保障』no.1406, 2005.11下旬号, pp.9-20.
- ・橋本俊詔「最低賃金制度の拡充策」『生活経済政策』no.103, 2005.8, pp.3-8.
- ・橋本陽子「ドイツにおける最低賃金法制定の動き

～EU拡大による国際的労働力移動の促進と「協約自治」～（下）」『国際商事法務』vol.35, no.1, 2007, pp.39-48.

- ・同「最低賃金法改正の意義と課題」『ジュリスト』no.1351, 2008.3.1, pp.57-64.
- ・布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯—日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に—』御茶の水書房, 2002.2.
- ・同「ドイツにおけるワークフェアの展開—稼働能力活用要件の検討を中心に—」『海外社会保障研究』no.147, Summer 2004, pp.41-55.
- ・同「記念講演 ドイツにおける「貧困とのたたかい」」『公的扶助研究』no.34（通号192）, 2004.1, pp.8-21.
- ・同「ドイツにおける最低生活保障制度改革の実態調査報告」『賃金と社会保障』No.1406, 2005.11下旬号, pp.4-8.
- ・福沢啓臣「ドイツの格差社会における新下層」『公明』通号14, 2007.2, pp.18-25.
- ・「ドイツ：低賃金雇用をめぐる議論—「就労至上主義」を検証する—（JILPT 国際シンポジウム）」, 労働政策研究・研修機構, 2007.3.
- ・『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』（労働政策研究報告書 No.84）労働政策研究・研修機構, 2007.
- ・Bispinck, Reinhardt/WSI-Tarifarchiv, “Tarifpolitischer Jahresbericht 2007 : Gespaltete Tarifentwicklung und verschärfte Gewerkschaftskonkurrenz”, *WSI Mitteilungen*, 2/2008, SS.77-84.

（さいとう じゅんこ・社会労働課）

（本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍中に執筆したものである。）

国境を越える役務における強制的労働条件に関する法律 (被用者送出法) (抄)

1996年2月26日 (連邦法律公報第I部227頁)

2007年12月21日の法律 (連邦法律公報第I部3,140頁) により最終改正

Gesetz über zwingende Arbeitsbedingungen bei grenzüberschreitenden Dienstleistungen

(Arbeitnehmer-Entsendegesetz — AEntG)

vom 26. Februar 1996 (BGBl. I S.227),

zuletzt geändert durch das Gesetz vom 21. Dezember 2007 (BGBl. I S.3140)

齋藤 純子訳

ドイツ連邦議会は、その議員の多数をもって、かつ、連邦参議院の同意を得て、次の法律を議決した。

第1条

(1) 建設事業所令第1条及び第2条にいう建設工事業又は建設付随業の、一般的拘束力を有することを宣言された労働協約の法規であって、次の各号に掲げる事項のいずれかを対象とするものは、当該労働協約の分野的適用範囲にある事業所又は独立の事業所部門が社会法典第3編第175条第2項に従い主に建設業務を行っており、かつ、国内の使用者もまた当該労働協約の空間的適用範囲内で雇用するその被用者に対して、労働現場で適用される労働協約上の労働条件を少なくとも保障しなければならない場合には、外国に所在地を有する使用者と、当該労働協約の空間的適用範囲内で雇用されるその被用者との間の労働関係にも、強制的に適用される。

1. 超過時間割増率を含む最低報酬率

2. 保養休暇の期間、休暇中の報酬又は補足的な休暇手当

第1文にいう使用者は、第1文に規定する労働協約の空間的適用範囲内で雇用するその被用者に対して、当該労働協約に規定されている労働条件を少なくとも保障する義務を負

う。第1文に規定する労働協約の適用範囲に含まれる、国内に所在地を有する使用者についても、当該労働協約の適用が労働協約法第3条に規定する協約拘束によるものか一般的拘束力宣言に基づくものであるかにかかわらず、同様とする。第1文から第3文までの規定は、事業所所在地外の建設現場での電気工事業務を対象とする労働協約並びに建物清掃業のための労働協約及び事業所又は独立の事業部門が主に業として第三者のために郵便物を運送する場合の郵便サービスのための労働協約にも準用する。

(2) 派遣労働者が派遣先により、第1項若しくは第3項に規定する一般的拘束力を宣言された労働協約又は第3a項に規定する法規命令の適用範囲に含まれる業務に従事させられる場合には、派遣元は、当該派遣労働者に対して、当該労働協約又は当該法規命令に規定されている労働条件を少なくとも保障し、かつ、当該労働協約に従い共同の制度に支払うべき拠出を行わなければならない。

(3) 第1項に規定する休暇請求権の保障に関連して、一般的拘束力を有する労働協約により拠出の徴収及び給付の保障が労働協約当事者の共同の制度に委託されている場合、当該労働協約において又は他の方法により次の各号に掲げる事項が確保されているときは、外国

の使用者及び当該労働協約の空間的適用範囲内で雇用されるその被用者にも、当該労働協約の法規を強制的に適用する。

1. 外国の使用者が、この規定による拠出と、その所在国の相応する制度への拠出を同時に求められないこと。
2. 労働協約当事者の共同の制度の手続が、外国の使用者がその被用者の法律上、労働協約上又は個別契約上の休暇請求権を満たすためにすでに行った給付の算入を定めていること。

第1項第1文にいう使用者は、労働協約当事者の共同の制度に対し、第1文により支払うべき拠出を行う義務を負う。第1文に規定する労働協約の適用範囲に含まれる、国内に所在地を有する使用者についても、当該労働協約の適用が労働協約法第3条に規定する協約拘束によるものか一般的拘束力宣言に基づくものであるかにかかわらず、同様とする。

- (3a) 第1項又は第3項第1文に規定する労働協約の一般的拘束力宣言を求める申請が提出された場合には、連邦労働社会省は、当該規定に掲げる要件のもとに、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、当該労働協約の適用範囲に含まれ、かつ、労働協約の拘束を受けていないすべての使用者及び被用者に当該労働協約の法規が適用されることを定めることができる。連邦労働社会省は、当該法規命令を発する前に、当該法規命令の適用範囲に含まれる使用者及び被用者並びに当該労働協約の当事者に対して書面による意見表明の機会を与える。当該法規命令は、外国に所在地を有する使用者と当該法規命令の適用範囲内で雇用されるその被用者との間の労働関係にも強制的に適用される。第1項又は第3項第1文に規定する労働協約の適用範囲に含ま

れる、国内に所在地を有する使用者は、その被用者に対して当該法規命令に定める労働条件を少なくとも提供し、及び労働協約当事者の共同の制度に対して第1文の規定により支払うべき拠出を行う義務を負い、当該義務が労働協約法第3条に規定する協約拘束によるものか法規命令に基づくものであるかにかかわらず、同様とする。第4文前段は、外国に所在地を有する使用者と法規命令の適用範囲内で雇用するその被用者にも適用される。

- (4) 第1項から第3 a項までの規定は、納入契約の一部であって、納入された財の稼働のために必要であり、かつ、納入企業の専門労働者若しくは熟練労働者によって行われる第1次電気工事作業又は据付作業について、当該派遣期間が8日を超えないときは、適用しない。第1文は、社会法典第3編第175条第2項にいう建設業務には適用しない。

第1 a条

他の企業に業務供給又は役務供給を委託する企業者は、委託先企業者、下請企業者又は委託先企業者若しくは下請企業者から委託を受けた派遣業者の、第1条第1項第2文及び第3文、同条第2項、同条第3項第2文及び第3文又は第3 a項第4文及び第5文に規定する、被用者に対する最低報酬支払並びに労働協約当事者の共同の制度への拠出の支払の義務について、先訴の抗弁を放棄した保証人と同様に責任を負う。

(以下略)

(さいとう じゅんこ・社会労働課)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍中に執筆したものである。)

郵便サービス部門のための強制的労働条件に関する命令 2007年12月28日

(連邦官報2007年第242号8,410頁)

Verordnung über zwingende Arbeitsbedingungen für die Branche Briefdienstleistungen

Vom 28. Dezember 2007

(BAnz. 2007 Nr.242 S.8410)

齋藤 純子訳

1998年12月19日の法律（連邦法律公報第I部3,843頁）第10章第1号dの規定により加えられ、2007年4月25日の法律（連邦法律公報第I部576頁）第1章第1号dの規定により最終改正された、1996年2月26日の被用者送出法（連邦法律公報第I部227頁）第1条第3a項の規定に基づき、連邦社会労働省は、この命令の適用範囲に含まれる使用者及び被用者並びにこの命令の第1条に規定する労働協約の当事者に対して書面による意見表明の機会を与えた後に、命令する。

第1条 強制的労働条件

この命令の付録に掲載された、郵便サービス使用者連盟（53113 ボン、アデナウアー並木通り87番地）及び統一サービス労働組合ヴェルディ（ver.di）（10179 ベルリン、パウラ・ティー

デ河岸10番地）の間で締結された、郵便サービス部門のための最低賃金に関する2007年11月29日の労働協約は、その適用範囲に含まれる、これに拘束されていないすべての使用者及び被用者に適用される。当該労働協約の法規は、外国に所在地を有する使用者及び当該適用範囲内で雇用されるその被用者にも適用される。派遣労働者が派遣先によって、この命令の適用範囲に含まれる業務に従事させられる場合には、派遣元は、当該派遣労働者に対して、被用者送出法第1条第2項の規定に従い、この命令に規定されている最低報酬を少なくとも保障しなければならない。

第2条 施行、失効

この命令は、2008年1月1日に施行され、2010年4月30日に失効する。

付録（第1条関係）

郵便サービス使用者連盟と統一サービス労働組合ヴェルデイの間で 締結された2007年11月29日の労働協約の法規 （郵便サービス部門のための最低賃金について）

Rechtsnormen des zwischen dem Arbeitgeberverband Postdienste e.V. und der ver.di-Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft abgeschlossenen Tarifvertrages vom 29. Dezember 2007
（über Mindestlöhne für die Branche Briefdienstleistungen）

第1条 適用範囲

- (1) この労働協約は、ドイツ連邦共和国の領域に適用される。
- (2) 当該労働協約は、郵便サービス部門に適用される。郵便サービス部門とは、主に業として第三者のために郵便物を運送するすべての事業所及び独立の事業部門である。
- (3) 当該労働協約は、第2項にいう事業所及び独立の事業部門において郵便を運送するすべての被用者に適用される。

第2条 概念規定

- (1) 運送とは、郵便物の集荷、転送又は配達をいう。
第1項についての議事録覚書：
運送には、差出人から受取人までの価値創出の全過程が含まれる。
- (2) 郵便物とは、重量が1,000グラムを超えない、宛先を記した書面による通知をいう。
- (3) 迅速で信頼しうる運送のために個々の証明付きの郵便物が差出人から受取人まで常に追跡され、追跡人がいつでも個々の郵便物にアクセスし、必要な処理を行う可能性を有する方法で郵便物が運送される場合は、クーリエ郵便物とする。
- (4) 新聞及び雑誌のような反復して刊行される印刷物は、第2項にいう書面による通知ではない。

第3条 最低賃金

- (1) 2007年12月1日から効力を有する控除前の最低賃金は、次のとおりとする。
 - a) ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州：時給8.00ユーロ
 - b) その他の州：時給8.40ユーロ
- (2) 第1項の規定にかかわらず、第2条第2項にいう郵便物の配達人（郵便配達人）については、全業務に占める時間的及び／又は量的割合にかかわらず、次のとおりとする。
 - a) ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州：時給9.00ユーロ
 - b) その他の州：時給9.80ユーロ
- (3) 第1項に定める控除前の最低賃金は、2010年1月1日からは全州において時給8.40ユーロとする。
- (4) 第2項に定める控除前の最低賃金は、2010年1月1日からは全州において時給9.80ユーロとする。
- (5) 月払い賃金の支給が合意された場合には、最低賃金は、第1項から第4項までの規定に従い次の計算式によって算定される。
労働契約により合意された週労働時間×4,348×最低賃金の時給
- (6) 第1項から第5項までに規定する最低賃金には、被用者に対して特別な条件なしにその

労働供給に基づいて、毎月、権利分に応じて最低賃金の各支給期日に実際に支払われ、かつ、撤回することのできない契約上の約束に基づく、保養休暇手当及びクリスマス手当の支給を算入することができる。

- (7) 第1項から第6項までに規定する最低賃金は、特別の諸手当と相殺することはできない。
- (8) 他の労働協約、事業所協定又は個別契約による合意に基づく、より高額な報酬の請求権は、影響を受けない。
- (9) 第1項から第5項までに規定する最低賃金の請求権は、支払いの対象となる月の翌月の遅くとも15日までに満たされなければならない。

第4条 勤務地の賃金、外勤の場合の賃金

- (1) 実際の勤務地について基準とされる最低賃金が支払われなければならない。
- (2) 外勤の被用者は、派遣元の勤務地の最低賃

金が実際の勤務地の最低賃金よりも高い場合には、派遣元の勤務地の最低賃金が支給される。

- (3) 労働供給が同一日に複数の州で行われる（例えば、配達において）場合には、当該日ごとに、より高額な最低賃金が被用者に支払われなければならない。
- (4) 第1項から第3項までの規定は、各労働日に関して、第3条第5項に規定する最低賃金を支給される被用者にも適用される。より高額な最低賃金に対する請求権がこれにより生じる場合には、当該労働日の勤務時間については、より高額な最低賃金が支払われなければならない。

（さいとう じゅんこ・社会労働課）

（本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍中に執筆したものである。）